

令和6年度鶴田ダム管理所管内における災害時等の応急対策に関する
基本協定（測量・設計部門）

募集要項説明書

令和6年度鶴田ダム管理所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（測量・設計部門）については、この募集要項説明書によるものとする。

1. 公告日
令和6年2月9日
2. 協定締結者
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 廣松 洋一
鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和6年度鶴田ダム管理所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、鶴田ダム管理所（以下「当管理所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当管理所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び協定締結予定企業数等

- ① 協定対象区間は、鶴田ダム管理所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び鶴田ダム管理所長が判断した場合には、当管理所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。

- ② 協定締結予定企業数は、下表のとおりとする。

対象区域	協定締結企業数
鶴田ダム管理所管理区間 (川内川50 k 300～63 k 800)	5社程度

(3) 実施内容

- ① 洪水・地震等により鶴田ダム管理所管内で災害が発生、若しくは予測される場合の場合の緊急的な応急対策工事等の実施に必要な現地調査、測量及び設計、資料作成等。
- ② 災害が発生、若しくは予測される場合の場合の監視及び記録・報告。
- ③ その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 基本協定締結者の選定

基本協定締結者の選定は、地理的条件、技術者の保有状況、表彰実績等を総合的に評価し決定するものとする。

(6) 本協定締結後の工事等契約の請負契約

- ① 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当管理所が業務等の実施が必要と判断した場合は、当管理所は、協定を締結した企業（以下「協定締結企業」という。）に対して、
(5)の評価等に基づき契約締結者の優先順位を決定したうえで、必要となる業務等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は、業務等の請負契約を速やかに締結するものとする。また、業務等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
- ② 本協定を締結した場合であっても災害等の発生がなかった場合は、実際の業務や役務履行は行わない。

4. 協定締結参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量業務、土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量業務、土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和6年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者の申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び協定締結参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から協定締結企業決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 建設コンサルタント登録規程に基づき、河川、砂防及び海岸・海洋部門に登録があること。
- (6) 測量士、技術士、RC CM、河川維持管理技術者、河川点検士のいずれかの資格を持つ技術者を有すること。
- (7) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県（離島を除く）に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (8) 出動の要請があった場合に、本店または支店等営業所から概ね2時間以内で管理所及び曾木の滝までに到着することができること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 基本協定に関する手続き等

- (1) 担当部局
〒895-2102 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所 管理係専門官
電 話：0996-59-2030（代）（内線401）
F A X：0996-59-2994（代）
- (2) 募集要項説明書及び申請書等の交付期間、方法
 - ① 交付期間
令和6年2月9日（金）から令和6年3月1日（金）まで
 - ② 交付方法
鶴田ダム管理所ホームページよりダウンロードする。
ホームページURL：https://www.qsr.mlit.go.jp/turuta/

6. 申請書及び技術資料等の作成及び提出

- (1) 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる参加資格要件を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、その後の評価、協定締結は行わない。
- (2) 提出期間
令和6年2月9日（金）から令和6年3月1日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- (3) 提出場所
上記5.（1）に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）とする。

（郵送する際は表封筒に「『災害時等基本協定の締結（土木部門）』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と記載する。）

(5) 申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

記載事項	内容に関する留意事項
申請書 [様式-1]	様式には、必ず会社の代表者印を押印すること。
会社所在地からの所要時間 [様式-2]	本支店、技術者の拠点の所在地を記載し、管理所及び曾木の滝までの所要時間を記入する。
災害協定の実績 [様式-2]	令和元年度以降の九州整備局管内事務所との災害協定実績（過去5カ年：訓練除くを記入する。
技術者数 [様式-2]	設計関係技術者総数及び測量関係技術者総数を記入する。
企業表彰の実績 [様式-2]	令和元年度以降の九州地方整備局発注の表彰実績（測量または土木関係建設コンサルタント業務）を記入する。

(6) 参加資格の確認は申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとする。

7. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

(1) 評価項目

評価項目	評価内容	配点
会社所在地からの所要時間	鶴田ダムまたは貯水池の上流端である曾木の滝、いずれか近い方からの所要時間で評価する。	20
災害協定の実績	令和元年度以降の九州整備局管内事務所との災害協定実績（過去5カ年：訓練除く）	20
技術者数	設計関係技術者総数で評価する。	40
	測量関係技術者総数で評価する。	
	河川維持管理技術者もしくは河川点検士総数で評価する。	
企業表彰の実績	令和元年度以降の九州地方整備局発注の表彰実績（測量または土木関係建設コンサルタント業務）	20

(2) 決定方式

本協定の締結企業の選定については、

- ①鶴田ダム管理所管内からの距離
- ②災害協定の実績
- ③関連技術者の雇用者数
- ④企業表彰の実績

などを総合的に評価して協定締結企業を決定する評価方式である。

8. 募集要項等に対する質問

(1) この募集要項等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期限

令和6年2月22日（木） 17時00分

② 提出場所

上記5.（1）に同じ。

③ 提出方法

F A X又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

(2) 質問に対する回答は、F A Xにて令和6年2月27日（火）までに行う。このため、質問の際はF A X番号を記載すること。

9. 選定結果の通知

協定締結企業については、技術資料等の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和6年3月22日（金）までにF A Xにて通知し、その後郵送にて送付する。

10. 提出した申請書及び技術資料等において虚偽が発覚した場合には評価結果を無効とし、決定を取り消す。

1 1. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。
(様式は自由とする。)
- ① 提出期限
令和6年3月14日(木) 17時00分
- ② 提出場所
上記5.(1)に同じ。
- ③ 提出方法
FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和6年3月19日(火)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

1 2. 再苦情申立て

- (1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、鶴田ダム管理所長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情の審議は、鶴田ダム管理所において行う。
- (3) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間
- 受付窓口
〒895-2102 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所 総務係
担 当：総務係長 (内線212)
電 話：0996-59-2030 (代)
FAX：0996-59-2994 (代)
受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分

1 3. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び技術資料等は参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 協定締結後、請負契約を行う協定締結者は、評価順位の高い順に要請する。